

加西警察署交通課

令和4年5月13日から、高齢者の免許証 更新等のルールが変更されました!



変更点】 一定の違反がある 75 歳以上の更新 者に 運転技能検査 が義務付け

- ・普通自動車対応免許者のみ(原付、小特はのぞく)
- ・誕生日の160日前の日より前3年間が対象 (誕生日の160日前以降の違反はカウントしません)
- ・一定の違反とは・・・ 信号無視、踏切不停止、横断歩行者妨害等 16 種類
- ・指定自動車教習所等で実施(100点満点中70点以上 (二種免許は80点以上))が合格
- 変更点2 認知機能検査の判定分類が変更 「認知症のおそれあり」「認知症のおそれなし」の2 分類(改正前は3分類)
- 変更点3 高齢者講習の講習区分等が変更
 - ・「運転技能検査」受講者 1時間の講習
 - ・「運転技能検査」未受講者 2時間の講習



変更点4 「臨時高齢者講習」実施の基準が変更 認知機能が低下した場合に行われやすい 違反行為(18種類)をした75歳以上のドラ イバーは、臨時認知機構検査を受け、その 結果「認知症のおそれあり」と判断されれ ば、「臨時高齢者講習」が行われる。

その他の改正点

「サポートカー限定免許」が新設 サポカーとは?・・・安全運転サポートカー